

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議（平成29年秋）の結果について

内閣府地方創生推進事務局

総合特別区域の全39特区（国際7、地域32）について、総合特別区域法（平成23年法律第81号）第10条及び第33条の規定に基づき、指定地方公共団体から平成29年秋協議に係る提案を受け付け、8特区から提案のあった、規制の特例措置（10提案）に係る国と地方の協議を行ってまいりました。

| |
|--------------|
| 1. 協議の結果（概要） |
|--------------|

（1）協議対象

10項目

（2）協議の経緯

平成29年

9月27日 提案の受付開始（10月24日まで）

11月～ 国と地方の協議に向けた論点整理

12月～ 実務者間による対面協議、書面協議

（提案に係る具体的な取組や解決すべき課題等、規制の趣旨、適用の考え方について議論）

平成30年

3月 総合特区推進本部開催（協議結果のとりまとめ）

(3) 協議結果（内閣府整理）

| 区分 | 法令改正等を措置 i | 法令改正等の措置方針 ii | 現行制度で対応可 iii | 必要に応じ再協議 iv | 自治体で再検討 v | 合意に至らず vi | 合計 |
|-----|---------------|------------------|-----------------|----------------|--------------|--------------|------|
| 項目数 | 0 | 0 | 6 | 3 | 0 | 0 | 9 |
| 割合 | 0% | 0% | 67% | 33% | 0% | 0% | 100% |

（協議継続中の1項目を除く）

○区分（内閣府フラグ）の考え方

- i) 取組を実現するため、法令改正等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの
- ii) 取組を実現するため、法令改正等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
- iii) 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの
- iv) 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの
- v) 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの
- vi) 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの

| |
|----------|
| 2. 今後の予定 |
|----------|

協議の結果、現行制度で対応可能となったものについては、自治体において事業実施に向けた取組を進めていくこととなります。

なお、これまでの協議において、取組を実現する方向で条件等の詰め協議を行うこととなったものについては、その後の進捗状況について定期的なフォローアップを行い、公表します。

また、2月より平成30年春協議に係る新たな規制の特例措置に係る提案の受付を開始しています。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成29年秋)の結果について①

協議の進め方

指定地方公共団体が規制の特例措置を提案【5特区から10項目】

国と地方の協議

内閣府の調整の下、指定地方公共団体と関係省庁が直接協議

総合特区推進本部の開催
(協議結果のとりまとめ)

| 法令改正等の措置 を行うことで合意 | 現行制度で対応可 | 必要が生じた場合 に改めて協議 | 提案者側で再検討 |
|----------------------|----------|--------------------|----------|
| 0 | 6 | 3 | 0 |

(協議継続中の1項目を除く)

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成29年秋)の結果について②

現行制度で対応可になったもの

農家レストランの市街化調整区域内の設置の容認 【北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区（北海道他）】

提案内容

都市計画法では、市街化調整区域内に農産物等の加工施設を設置することは認められているが、販売施設や農家レストランの設置は認められていない。そのため、農業者が生産する農畜産物またはそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う**農家レストランを市街化調整区域内に設置**できるよう要件を緩和する。

協議結果

国土交通省から、都市計画法第34条第1号（日常生活に必要な店舗）または第9号（休憩所）に該当する場合、市街化調整区域でも例外的に立地できる旨が示された。また**開発審査会の議を経て立地を認めることも可能**であり、開発審査会設置者である地方公共団体との調整が図られれば対応可能である旨が示された。
指定自治体は上記見解を了解したため協議を終了した。

震災時において、電気自動車等から一般電気工作物へ電力供給する場合の出力緩和

【次世代自動車・スマートエネルギー特区（さいたま市）】

提案内容

指定自治体がこれまで取り組んできた次世代自動車の普及活動を活かす目的から、**災害時等に次世代自動車を活用して避難所等に一定程度の電力を供給できるようにするため、災害時等の緊急を要する事態の場合は電気自動車等から50kW未満まで出力**できるよう要件を追加する。

協議結果

経済産業省から、必要な安全確保措置が取られていれば、電気自動車等から**自家用電気工作物への10kWを超える電力の供給は現行制度にて可能**である旨の見解が示された。
電気自動車等から**一般電気工作物への50kW未満の電力の供給については、保安を確保できる十分な根拠が必要**であるため、指定自治体の事業にて想定する給電方法や規制との関わりを確認した上で、**個別に協議**したい旨の見解が示された。
指定自治体は上記見解を了解したため協議を終了した。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成29年秋)の結果について③

現行制度で対応可になったもの

第一種使用等申請手続きにおける規制緩和【つくば国際戦略総合特区（茨城県、つくば市）】

提案内容

遺伝子組換え生物等を国内で使用等する場合、生物多様性への影響評価を受ける必要があり、以下の段階に沿って申請している。

- ① 研究開発段階の隔離ほ場試験承認申請
- ② 産業利用段階の隔離ほ場試験承認申請
- ③ 一般使用のための承認申請

このことについて、以下2点を提案する。

申請方法について

産業目的が明らかな場合の系統選抜及び試験栽培については1回の申請で上記①の系統選抜から②の産業目的の試験栽培までの実施を可能とする規制緩和を行う。

公聴会について

農林水産省及び環境省が実施する公聴会の主要メンバーは特区内の大学や研究機関に在籍する有識者であることから、つくば市での会議開催による審査の迅速化及び事務手続き要件の簡素化を行う。

協議結果

文部科学省、農林水産省及び環境省から以下の見解が示された。

申請方法について

各系統の性状が定まっている場合には、研究開発段階の申請は不要。また、研究開発段階で生物多様性影響評価に必要なデータが十分に得られている場合には、産業利用段階での隔離ほ場試験の申請は不要。このように、必ず2回の隔離ほ場試験の申請が必要な仕組みとはなっておらず、現行制度は要望に対応したものとなっている。

農林水産省及び環境省から以下の見解が示された。

公聴会について

当該会議の開催場所についての定めはなく、また、当該会議の回数や内容は、申請された案件によって決まるものであり、会議開催場所の変更が審査期間の短縮につながるものでないことから、対応しない。

指定自治体は上記見解を了解したため協議を終了した。

遺伝子組換え植物の食品安全性評価手続きにおける効率化

【つくば国際戦略総合特区（茨城県、つくば市）】

提案内容

新規の遺伝子組換え食品や添加物の安全性審査は、申請者が厚生労働省に申請書を提出した後、厚生労働省から内閣府食品安全委員会へリスク評価を依頼しており、食品安全委員会の審議での委員からの質問と申請者の回答は厚生労働省を経由して行われる。また、食品安全委員会での審議前に両府省にて申請書類の事前確認を実施している。

このことについて、以下2点を提案する。

情報伝達について

委員と申請者のやり取りに要する時間を短縮するとともに、双方の意図を伝わりやすくするため、食品安全委員会事務局と申請者が直接やり取りを行えるよう情報伝達を簡素化する。

申請書類の事前確認について

申請書類の事前確認を内閣府食品安全委員会または厚生労働省のどちらか一方に集約する。

協議結果

内閣府食品安全委員会及び厚生労働省から以下の見解が示された。

情報伝達について

申請者が必要に応じて食品安全委員会と直接やり取りすることは妨げておらず、また、新規案件に関しては初回の専門調査会に申請者を招致し、専門委員からの質疑に直接回答する機会を設定している。

申請書類の事前確認について

厚生労働省は評価基準に基づき、評価に必要な資料の充足を確認しており、食品安全委員会事務局においては審議を遅滞なく進めるために必要な情報が十分に含まれているか確認している。このように両府省において確認の観点異なるため、集約しても期間は短縮されないことから、対応しない。

指定自治体は上記見解を了解したため協議を終了した。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成29年秋)の結果について⑤

現行制度で対応可になったもの

「総合メディカルゾーン本部・南部センター・西部センター」及び「へき地診療所」の連携による情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）の実施を可能とする制度・法令上の特例措置について
【先導的な地域医療の活性化（ライフイノベーション）総合特区（徳島県）】

提案内容

「遠隔診療」において患者の居所は「在宅」、医師の居所は「医療機関」が想定されており、これと異なる場合の統一の見解が示されていないところ、以下の2点を提案する。

遠隔診療について

慢性期疾患患者について、病院や診療所にいる患者を別の病院にいる医師が遠隔診療を行い、患者のいる病院等の看護師が、医師の指示のもと、診察を補助することを可能とする。

診療報酬について

上記の方法においては、診療報酬は患者が受診した病院・診療所のものとし、原則、医師による「対面診療」と同様の扱いとする。

協議結果

厚生労働省から以下の見解が示された。

遠隔診療について

患者が病院にて遠隔診療を受けること、その際に当該医師の指示のもと看護師が診察を補助することは医師法上特段の問題はなく現行制度にて対応可能である。

診療報酬について

情報通信機器を活用した診療の診療報酬上の評価については、平成30年度診療報酬改定において、評価を新設することを検討*している。改定後にその影響を調査・検証した上で、引き続き中央社会保険医療協議会において検討していく予定。

指定自治体は上記の見解を了解したため、協議を終了した。

※平成30年度診療報酬改定により「オンライン診療料」等を新設した。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成29年秋)の結果について⑥

現行制度で対応可になったもの

石油コンビナート等災害防止法で定める特定通路の上空に設置されている 配管等に係る規制緩和【ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区（岡山県）】

提案内容

石油コンビナート等災害防止法関連省令は、安全確保措置を講じていると認められたものを除き、**特定通路*上に蒸気エクspansion配管を突き出して配置することを規制している**。この制度は、適用可能性が予見しにくく、特定通路の隣接地区のレイアウト変更を計画する際の障害となっている。

そのため、現行制度で規制対象外とされている突き出しのうち、一定の条件を満たし、**火災時の消火活動に支障を及ぼさないよう措置を講じたものについては、レイアウト変更後も引き続き規制対象外となる**ことを明確化し、規制の適用可能性を判断しやすくする。

*特定通路：防火等に支障がないと許可を受けて設置した道路

協議結果

総務省消防庁から、提案に係る事例について、**現行基準に不適合な事項となるのは、蒸気エクspansion配管の突き出し自体ではなく、配管が突き出していることにより特定通路の幅員がとれていないことである旨が指摘された。**

その上で、現行法令の「特定通路の幅員の特例」による代替措置等での対応が可能であり、また**レイアウト変更の計画段階であっても事前協議が可能**である旨の見解が示された。

指定自治体は上記見解を了解したため協議を終了した。

豊田市・ニバンドン市の包括連携協定による外国人介護人材の活用・育成

【次世代エネルギー・モビリティ創造特区（豊田市）】

提案内容

豊田市とバンドン市の2都市間連携によりバンドン市の介護人材が豊田市による独自の教育カリキュラムを受けることにより、将来バンドン市で介護分野のリーダーや起業家として活躍できるような人材育成をするため、**以下の条件のもと、新たな在留資格を創設**する。

- ① 都市間の包括連携協定を締結した地方公共団体等においては、**送出し機関及び受入れ機関を当該地方公共団体の協定により決定**する。
- ② 都市間の包括連携協定を締結した地方公共団体等においては、介護福祉士の国家資格取得のために実務経験を積む者に対し、**4年間の在留資格**を新設する。
- ③ 上記実務経験ルートで介護福祉士を取得した者に対し、**在留資格「介護」を付与**する。
- ④ 上記実務経験ルートで介護福祉士試験を受ける場合、**試験時間を1.5倍に延長**する。

協議結果

法務省及び厚生労働省から、外国人受入の趣旨が人材育成であれば、**特区における在留資格の創設ではなく、まずは外国人技能実習制度を活用**して提案内容が実現できるかを検討されたいとの見解が示された。

指定自治体は上記の見解を了解したが、一方で現行の技能実習制度において提案内容を実現する上での課題を提示していることから、関係省庁は指定自治体が現行の技能実習制度の運用の中で検討を進められるよう必要に応じて情報提供を行い、指定自治体が希望する場合は改めて協議を行うこととして、一旦協議を終了した。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議

(平成29年秋)の結果について⑧

必要が生じた場合に改めて協議することになったもの

認知症対応型共同生活介護利用者の居宅サービス利用【とやま地域共生型福祉推進特区（富山県）】

提案内容

認知症対応型グループホームにおいて、外部から居宅サービスの提供を受ける場合に認知症対応型共同生活介護事業者がその費用を負担しなければならない現行制度を見直し、福祉用具貸与や訪問看護などを介護報酬の対象とする。

または、入居者の状態の変化に対して事業所の負担で個別に福祉用具貸与や訪問看護が提供できる新たなサービス体制を整える事業所に対して個別加算する仕組みを構築する。

協議結果

厚生労働省から、介護給付費分科会における議論の結果、福祉用具貸与については平成30年度介護報酬改定では対応しないこととなった旨の見解が示された。

入居者の看護体制については、事業所内に看護職員を配置している事業所に対する介護報酬上の評価を拡充することとしたことから、提案されたようなサービス提供体制を整えることが可能と考える旨の見解が示された。

指定自治体は上記見解に理解を示したため、一旦協議を終了した。

揮発油税納税申告及び揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告及び移出入関連書類の電子化

【ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区（岡山県）】

提案内容

揮発油税関係の手続きは事務が複雑かつ膨大で事業者の負担が大きい。そのため、特区内の事業者の揮発油税関係手続きを、電子署名等の利用により電子化（WEB上で手続きが完結するe-Tax対応）する。e-Tax対応が完成するまでは暫定的に電子ファイルの添付等での対応を可能にする。

協議結果

国税庁から、予算措置を前提として、納税申告書の電子申告対応に取り組むこと及び移入届出書等を電子的に提出するための検討を進める旨の見解が示された。なお、事業者間でのやり取りを記録・証明するデータベースは事業者が整備することが適切であるが、電子申告との連携については利用者ニーズを踏まえて対応したいとの見解が示された。

指定自治体は上記の見解を了解したため一旦協議を終了し、国税庁は事業者の負担軽減に向けて対応を検討するよう努めることとした。